

情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
交付規程

令和 8 年 6 月 18 日

(通則)

第 1 条 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、経済産業省「情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業）交付要綱」（20251223 財情第 1 号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、「デジタルライフライン全国総合整備計画」（2024 年 6 月 デジタルライフライン全国総合整備実現会議決定）に基づき、電力・ガス・通信・上下水道をはじめとする公益事業者の設備データを一元的に管理するインフラ管理 DX システムの全国展開を見据え、導入初期に要するシステムの開発等を行う事業（以下「間接補助事業」）に要する経費の一部に補助金を交付することにより、地下埋設物等の設備データの整備を加速することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 条 この補助金は、パシフィックコンサルタンツ株式会社（事務局を務める者。以下「事務局」と略す。）が、地下埋設物等の設備データ整備事業（以下「間接補助事業」という。）を行おうとする者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者による事業及び別紙 暴力団排除に関する誓約事項記に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び基準額、交付額の算定方法は、別表第 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第 1 による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）補助金交付申請書に事務局が定める書類を添付して、事務局が別に定める時期までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 5 条 間接補助事業者は、前条第 1 項の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく申請の取下げ、第 11 条第 1 項の規定に基づく計画変更の承認申請、第 14 条の規定に基づく事故の報告、第 15 条の規定に基づく状況報告、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、第 19 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 20 条第 1 項に基づく報告、第 21 条第 7 項の規定に基づく返還報告、又は第 25 条第 3 項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 6 条 事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく通知、第 11 条第 2 項の規定に基づく承認の通知、第 14 条の規定に基づく指示、第 15 条第 1 項の規定に基づく要求、第 18 条第 1 項の規定に基づく通知、同条第 3 項の規定に基づく返還命令、同条第 4 項の規定に基づく納付命令、第 21 条第 3 項の規定に基づく取消し若しくは変更に係る通知、同条第 6 項の規定に基づく返還若しくは納付の通知、第 24 条第 3 項の規定に基づく納付の通知（第 25 条第 5 項の規定において準用する場合を含む。）又は第 25 条第 3 項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第 7 条 事務局は、第 4 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第 2 による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）交付決定通知書により申請者に通知するものとする。なお、この場合において、事務局は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 事務局は、第 4 条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 事務局は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 間接補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うこと。
- (2) 間接補助事業者は、第9条の規定に基づき、当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、事務局に事前に報告すること。
- (3) 間接補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。
- (4) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第12条に従うこと。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。
- (6) 間接補助事業者は、事務局が第16条第1項による間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、事務局の指示に従うこと。
- (7) 間接補助事業者は、事務局が第21条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 間接補助事業者は、事務局が第21条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、第21条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第8項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (10) 間接補助事業者は、間接補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ様式第16による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）財産処分承認申請書にて事務局の承認を受けること。
- (11) 間接補助事業者は、第24条第3項及び第25条第5項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたとき、又は補助対象となる設備、機器類の利用により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、事務局の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すること。
- (13) その他補助金の交付に関し、事務局が別に定める補助金の交付に関する条件に従うこと。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付の申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）交付申請取下げ届出書を事務局に提出しなければならない。

(間接補助事業の経理等)

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業の経理について間接補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了した日又は間接補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更等の承認等)

第11条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）計画変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 間接補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速や

かに、事務局の指示する書面による実施体制図に準じて届出書を作成し、事務局に提出しなければならない。

- 3 間接補助事業者は、間接補助事業における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 前項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第13条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 事務局が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対

応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 間接補助事業者は、事務局が特に必要と認めて要求したときは、様式第6による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）経費の使用状況報告書を事務局が要求する期日までに提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、事務局が特に必要と認めて要求したときは、間接補助事業の実施状況について、事務局が別に定める期日までに、様式第7による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）実施状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事務局が定める期日のいずれか早い日までに、様式第8による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）実績報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由により様式第8による実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ様式第5による事故報告書を提出し、事務局の承認を受けなければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して様式第8による実績報告書を提出しなければならない。

(間接補助事業の承継)

第17条 事務局は、間接補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）

事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

- 第18条 事務局は、間接補助事業者から第16条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る間接補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めたときは、間接補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）交付金額確定通知書により間接補助事業者速やかに通知するものとする。
- 2 前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのうちいずれか低い額とする。
- 3 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地検査等のほか、間接補助事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して現地検査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該検査の実施に必要な措置を講じるものとする。
- 4 事務局は、間接補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第19条 事務局は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、間接補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書にて速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を

命ずるものとする。

- 3 前項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 事務局は、第11条第1項第4号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 間接補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合

(2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 前項の規定は、第18条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 事務局は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

- 4 事務局は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 5 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該間接補助事業者から徴収するものとする。

- 6 事務局は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金に関する事項

(3) 納付期限

- 7 間接補助事業者は、事務局から第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第13による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）補助金返還報告書にて報告しなければならない。

- 8 事務局は、間接補助事業者が、返還すべき補助金を第6項第3号に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第22条 事務局は、前条第5項にいう加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 事務局は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第24条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第16条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

3 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、事務局が別に定める期間とする。

3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

4 事務局は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第3項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第26条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、様式第1による交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第28条 間接補助事業者は、本補助金の交付と補助対象経費を重複して他の国庫補助金の交付を受けることはできない。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別 表

経費項目	明細	内容	補助率
(Ⅰ) 労務費	人件費	間接補助事業に直接従事する者の人件費	1/3 以内
	補助員人件費	間接補助事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費(ただし、上記(「人件費」に含まれるものを除く)	
(Ⅱ) 事業費	業務費	事業を行うために直接必要なシステム、ツール等に係る開発、試験及び検証、並びにこれに伴うデータ整備の実施に要する経費	
(Ⅲ) 委託・外注費	委託費・外注費	間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費。当該経費の算定にあたっては、上記Ⅰ～Ⅱに定める項目に準じて行う。	
(Ⅳ) その他諸経費	消耗品費	間接補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費	
	旅費	・間接補助事業に直接従事する者の旅費、滞在費、交通費 ・間接補助事業に直接従事する者以外の者に、間接補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集を行うための国内、調査・審査に要する経費で旅費、滞在費、交通費	
	諸経費	上記のほか、間接補助事業の実施に直接必要な、会議費、謝金図書資料費、通訳料、運送費等の経費、学会等参加費・論文投稿料、特許出願関連費等	

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象としない。

(様式第1)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
交付申請書

情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 間接補助事業の実施計画(別添 実施計画書による)
3. 補助金交付申請額(内訳は別紙2による)
 - (1) 間接補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助対象経費 円
 - (3) 補助金の額 円
4. 間接補助事業の開始及び完了予定年月日
 - (1) 開始年月日 交付決定年月日
 - (2) 完了予定年月日 令和 年 月 日

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- (1) 申請者が申請者以外の者と共同して間接補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (2) 代表申請者及び全共同申請者の役員名簿(別紙1)
- (3) その他事務局が指示する書面等

【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第1別紙1)

令和 年 月 日

役員名簿

法人名							

役職名 (全角)	氏名 漢字 (全角) 例) 総研 太郎	氏名 カナ (全角) 例) ソウケン タロウ	生年月日 (全角)				性別 (全角) 男性 M 女性 F
			和暦	年	月	日	

(注) 役員名簿については、氏名カナ (全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、氏名漢字 (全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日 (全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別 (全角で男性はM、女性はF)、法人名 (個人事業主の場合は商号・屋号等) 及び役職名を記載する (上記記載例参照)。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第 1 別紙 2
デジタルライフライン整備加速事業／地下埋設物等の設備データ整備事業 交付申請書

間接補助事業の名称

法人名

担当者名

(単位 : 円)					
	経費項目	明細	内容	補助対象経費（税抜）	備考
1					
			小計	0	
2					
			小計	0	
3					
			小計	0	
4					
			小計	0	
5					
			小計	0	
6					
			小計	0	
7					
			小計	0	
8					
			小計	0	
間接補助事業に要する経費				0	
補助対象経費				0	
補助金の額（千円未満切捨て）				0	補助率1/3以内

※金額は消費税を抜いた金額を記載してください。

(様式第2)

令和 第 年 月 日

殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
交付決定通知書

下記1の交付申請書をもって申請のありました上記補助金については、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、次の交付申請書に記載のとおりとします。

提出日 令和 年 月 日
文書番号 第 号
間接補助事業の名称

2. 補助金の交付に係る交付決定番号、間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

交付決定番号 第 号

(1) 間接補助事業に要する経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金の額	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 間接補助事業者は、以下の交付条件に従って間接補助事業を実施しなければなりません。

- (1) 間接補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うこと。
- (2) 間接補助事業者は、第9条の規定に基づき、当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、事務局に事前に報告すること。
- (3) 間接補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。

- (4) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第12条に従うこと。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。
- (6) 間接補助事業者は、事務局が第16条第1項による間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、事務局の指示に従うこと。
- (7) 間接補助事業者は、事務局が第21条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 間接補助事業者は、事務局が第21条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、第21条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第8項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (10) 間接補助事業者は、間接補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ様式第16による情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）財産処分承認申請書にて事務局の承認を受けること。
- (11) 間接補助事業者は、第24条第3項及び第25条第5項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたとき、又は補助対象となる設備、機器類の利用により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、事務局の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すること。
- (13) その他補助金の交付に関し、事務局が別に定める補助金の交付に関する条件に従うこと。

4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、交付規程第21条第4項の規定による補助金等の返還、交付規程第21条第5項の規定による加算金の徴収及び交付規程第21条第8項の規定による延滞金の徴収

- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 事務局の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
5. その他補助金の交付に関し、事務局が別に定める補助金の交付に関する条件を遵守しなければなりません。

(様式第3)

令和 第 年 月 日 号

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
取下げ届出書

下記2をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 交付の申請の取下げ理由

4. 取下げられた交付の申請に係る補助対象経費

補助対象経費 金 円

【本取下げ届出に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第4)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
計画変更承認申請書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業計画を下記のとおり変更したいので、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 変更の内容

4. 変更の理由及び変更が間接補助事業に及ぼす影響

5. 変更後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額(内訳は別紙1による)

(1) 間接補助事業に要する経費 円
(2) 補助対象経費 円
(3) 補助金の額 円

(注)

- (1) 中止又は廃止若しくは承継に当たって中止又は廃止若しくは承継後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
(2) 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する間接補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。

【本補助事業計画変更承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

間接補助事業の名称

法人名

担当者名

(単位：円)

	経費項目	明細	内容	変更前_補助対象経費（税抜）	変更後_補助対象経費（税抜）	備考
1						
			小計	0	0	←色付きは関数設定あり
2						
			小計	0	0	
3						
			小計	0	0	
4						
			小計	0	0	
5						
			小計	0	0	
6						
			小計	0	0	
7						
			小計	0	0	
8						
			小計	0	0	
間接補助事業に要する経費				0	0	
補助対象経費				0	0	
補助金の額（千円未満切捨て）				0	0	補助率1/3以内

※金額は消費税を抜いた金額を記載してください。

(様式第5)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
事故報告書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業の遅延等について、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日
3. 事故の原因及び内容
4. 事故に係る金額 金 円
5. 事故に対して採った措置
6. 事故が間接補助事業に及ぼす影響
7. 間接補助事業の遂行及び完了予定日
(添付書面等) 事故の内容等が確認できる書面等

【本補助事業事故報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第 6)

第 号
令和 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和 7 年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
経費の使用状況報告書

下記 2 をもって交付決定のあった上記補助事業の実施状況について、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業) 交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 間接補助事業の名称
- 交付決定番号及び交付決定年月日
交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日
- 補助対象経費の使用状況(内訳は別紙 1 による)

(単位:円)

交付決定額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込み額 (年月日～年月日)

【本補助事業実施状況報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

間接補助事業の名称
法人名
担当者名

(単位：円)							
	経費項目	明細	内容	補助対象経費（税抜）	実施額（税抜）	進捗状況（％）	備考
1							
				0	0		←色付きは関数設定あり
2							
			小計	0	0		
3							
			小計	0	0		
4							
			小計	0	0		
5							
			小計	0	0		
6							
			小計	0	0		
7							
			小計	0	0		
8							
			小計	0	0		
間接補助事業に要する経費				0	0		
補助対象経費				0	0		
補助金の額（千円未満切捨て）				0	0		補助率1/3以内

※金額は消費税を抜いた金額を記載してください。

(様式第7)

令和 第 年 月 日 号

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
実施状況報告書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業の実施状況について、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 間接補助事業の実施状況の概要

(注)説明上必要な資料を適宜添付すること。

【本補助事業実施状況報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第8)

第 号
令和 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
実績報告書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業が完了しましたので情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

(1) 間接補助事業の名称

(2) 間接補助事業の報告 成果報告書による

(注) 成果報告書は、事務局の指示に従って作成すること。

2. 補助金の交付決定番号、交付決定年月日及び交付決定額(交付決定額の内訳は別紙1による)

(1) 交付決定番号 第 号

(2) 交付決定年月日 令和 年 月 日

(3) 補助金の交付決定額 金 円

3. 補助対象経費の実績額の総額及び事業完了年月日(実績額の内訳は別紙1による)

(1) 補助対象経費の実績額の総額 金 円

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

(注) 実績報告書には、次の書面等を添付すること。

(1) 振込明細書(写)

(2) その他事務局が指示する書面等

【本間接補助事業実績報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)

間接補助事業の名称
法人名
担当者名

(単位：円)						
	経費項目	明細	内容	補助対象経費（税抜）	実施額（税抜）	備考
1						
				0	0	
2						
			小計	0	0	
3						
			小計	0	0	
4						
			小計	0	0	
5						
			小計	0	0	
6						
			小計	0	0	
7						
			小計	0	0	
8						
			小計	0	0	
間接補助事業に要する経費				0	0	
補助対象経費				0	0	
補助金の額（千円未満切捨て）				0	0	補助率1/3以内

※金額は消費税を抜いた金額を記載してください。

(様式第9)

第 号
令和 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
事業承継承認申請書

下記5をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業の地位を承継し、当該間接補助事業を継続して実施したいので、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第17条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 旧間接補助事業者の住所及び事業者名
3. 新間接補助事業者の住所及び事業者名
4. 間接補助事業の地位の承継理由
5. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
金 円

【本補助事業承継承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第 10)

第 号
令和 年 月 日

殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長

令和 7 年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
交付金額確定通知書

令和 年 月 日付第 号をもって実績報告のありました上記補助金については、情報
処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のう
ち、地下埋設物等の設備データ整備事業) 交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり
補助金の額を決定したので通知します。

記

1. 補助金の額の決定の対象となる事業の交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

2. 間接補助事業の額の確定は、次のとおりとします。

補助金の確定額 金 円

3. 間接補助事業者は、補助金の確定額を交付規程第 19 条第 2 項の規定に基づき様式第 11 の精
算(概算) 払請求金額に本通知書による補助金の確定額等を記載し、事務局へ速やかに請求しな
ければならない。

(様式第11)

令和 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
精算(概算)払請求書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算(概算)払を受けたいので、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 間接補助事業の名称
- 補助金の額の確定番号及び確定年月日(精算払の請求をするときに限る)
額の確定番号 第 号
確定年月日 令和 年 月 日
- 精算(概算)払請求金額 金 円
- 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る)

5. 振込先

金融機関名		支店名	
銀行コード		支店コード	
預金の種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 預金の名義			

【本精算(概算)払請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第12)

令和 年 月 日
第 号

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付第 号をもって額の確定通知のあった補助金につき、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。
記

1. 間接補助事業の名称

2. 補助金額^{※1} 円

3. 2. のうち消費税等仕入控除税額^{※2} 円

4. 補助金返還相当額^{※3} 円

注) 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し等、仕入控除税額の算定根拠となる資料を添付すること。

【本返還請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(注)

※1 交付規程第18条第1項による額の確定額

※2 消費税及び地方消費税の確定申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

※3 2の額から3の額を差し引いた額

(様式第13)

第 号
令和 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
補助金返還報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった上記補助事業について、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第21条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。
記

1. 間接補助事業の名称

2. 補助の額の確定通知番号及び確定年月日

額の確定番号 第 号
確定年月日 令和 年 月 日

3. 既に交付を受けている補助金の額 金 円

4. 返還を請求された金額及び年月日

返還請求された金額 金 円
請求年月日 令和 年 月 日

5. 返還した金額及び年月日

(1) 返還金 金 円
(2) 加算金 金 円
(3) 返還年月日 令和 年 月 日

【本返還請求に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-mail
		(電話) (E-mail)

(様式第 14)

取得財産等管理台帳
(令和 年度)

交付決定番号 第 号

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分 制限 期間	保管場所	備考
				円	円				

(注)

- (1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金（デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- (2) 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
- (3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- (5) 処分制限期間は、交付規程第25条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 15)

取得財産等管理明細表
(令和 年度)

交付決定番号 第 号

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分 制限 期間	保管場所	備考
				円	円				

(注)

- (1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- (2) 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
- (3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- (5) 処分制限期間は、交付規程第25条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第16)

令和 第 年 月 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
首都圏本社 本社長 殿

間接補助事業者 住所
法人名
代表者名

令和7年度補正 情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金
(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)
財産処分承認申請書

下記2をもって交付決定のあった上記補助事業について、情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(デジタルライフライン整備加速事業のうち、地下埋設物等の設備データ整備事業)交付規程第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 交付決定番号及び交付決定年月日

交付決定番号 第 号
交付決定年月日 令和 年 月 日

3. 処分しようとする財産及び理由

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法 (注1)	処分の理由	備考 (処分の時期等)

4. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

5. 処分の条件(注2)

(注)

(1) 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。

(2) 1. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。

2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

【本補助事業財産処分承認申請に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話及びE-mail
		(電話) (E-mail)